

2019年9月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

9月度の全体の相談受付件数は計130件で、前月度と比較すると28件減（新車関係44件減、中古車関係23件増、その他7件減）、対前年同月比では29件増（新車関係13件増、中古車関係26件増、その他10件減）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約42%（55件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約36%（20件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（22件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約32%（42件）を占めています。

【相談者の内訳・2019年9月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	56	66	8	130
広告代理店	27	23	5	55
メーカー系ディーラー	13	8	1	22
自動車関係団体	5	21	1	27
中古車専門店	1	10	0	11
中古車情報誌社	2	1	0	3
メーカー	3	0	0	3
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	3	1	9

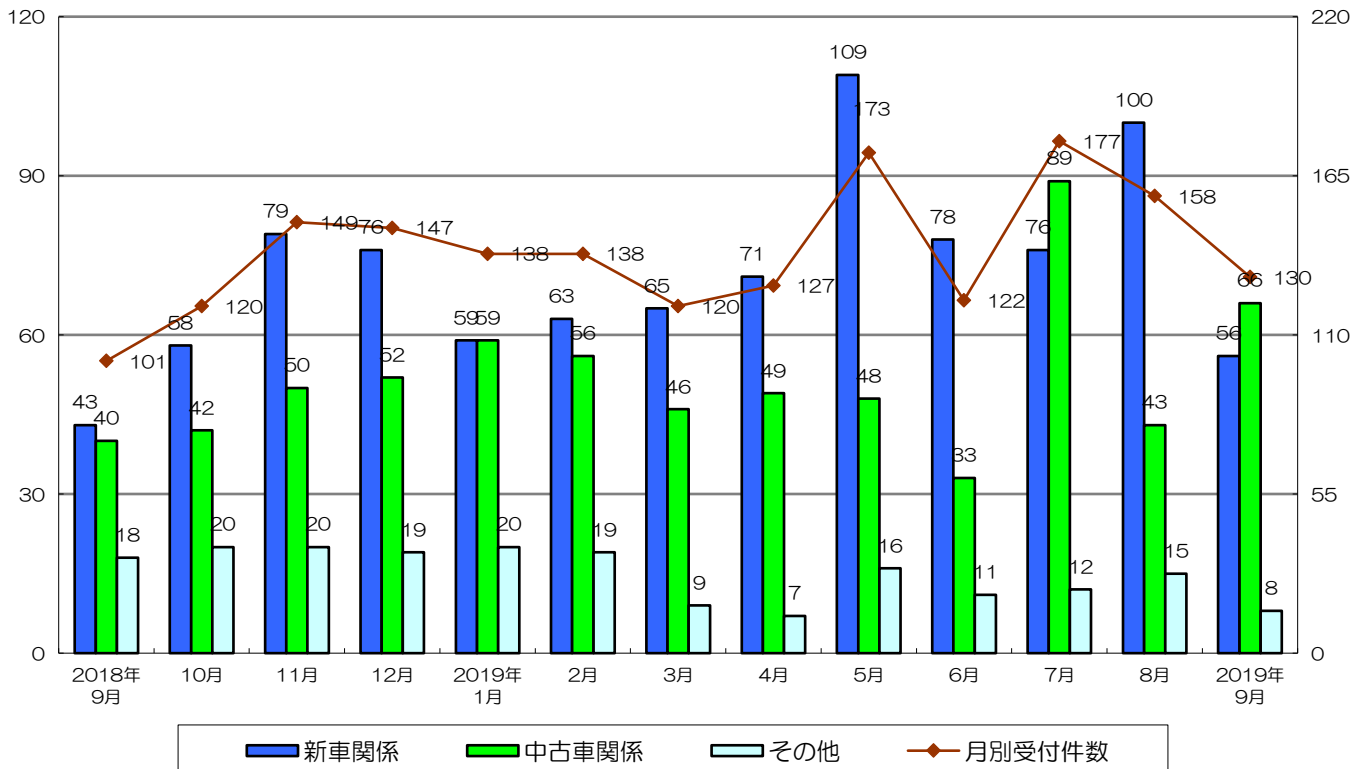
広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	2
メーカー系ディーラー	20
中古車専門店	7
その他	26



【相談受付件数の推移・2018年9月～2019年9月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係では、『表示関係』の相談が全体の約93%を占めており、そのうちの約40%は「税金・諸費用」に関するものでした。「税金・諸費用」に関する問合せでは、10月の消費税率引き上げに伴う表示方法等に関する問合せが多く寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	52	92.9%	その他相談	0	0.0%
景品関係	4	7.1%	合計	56	100.0%

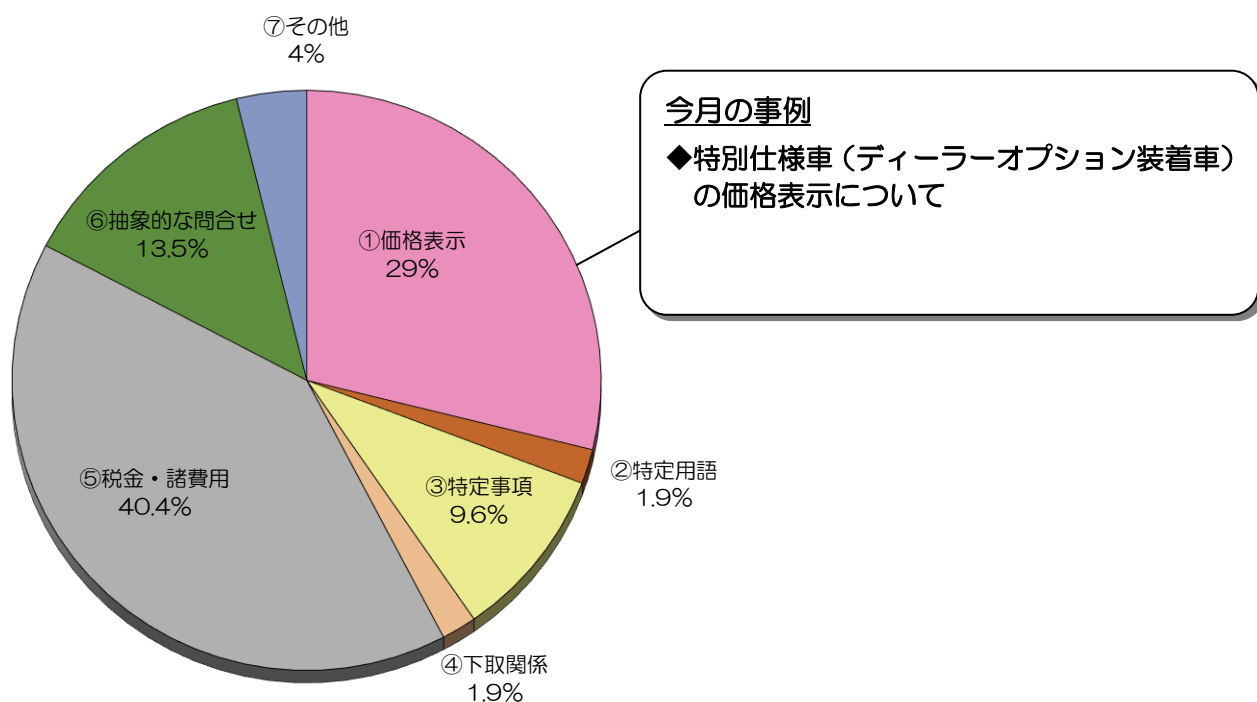
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	28.8%	④下取関係	1	1.9%
表示方法	5	9.6%	⑤税金・諸費用	21	40.4%
付属品・特別仕様	1	1.9%	税金	21	40.4%
割賦・リース	8	15.4%	⑥抽象的な問合せ	7	13.5%
その他(価格)	1	1.9%	広告表現の可否	6	11.5%
②特定用語	1	1.9%	抽象的な問合せ	1	1.9%
最上級	1	1.9%	⑦その他	2	3.8%
③特定事項	5	9.6%	合計	52	100.0%
安全・環境	2	3.8%			
特別仕様・限定	3	5.8%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	25.0%	その他(共同懸賞等)	1	25.0%
一般懸賞(抽選等)	2	50.0%	合計	4	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔特別仕様車（ディーラーオプション装着車）の価格表示について〕

Q. 当社では、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットにした特別仕様車を販売しようと考えていますが、価格を表示する際、車両本体の価格にディーラーオプションの価格を含めた合計価格を「車両本体価格」として広告に表示しても問題ないでしょうか。

A. 新車に関する施行規則では、「車両本体とは、標準装備品を装着している標準仕様の車両をいうものとする。ただし、製造業者がカタログにおいて記号及び文言によって、ライン装着を明らかにしているオプション類は標準装備に準じて扱うことができるものとする」としています。そのため、メーカーオプションを含めた価格を車両本体価格として表示することができますが、ディーラーオプションを含めた価格を車両本体価格として表示することはできません。

したがって、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットして販売する場合は、広告に以下の内容を表示して下さい。

- ① 車両本体価格とディーラーオプションの価格を合計した価格
(合計価格の名称について定めはありません)
- ② 内訳としての、車両本体価格とディーラーオプションの合計価格※
- ③ ディーラーオプションの内容

※展示車、価格表の場合は、ディーラーオプションの単品価格の表示も必要となります。

【正しい広告表示の例】

スカーレットM ●●販売特別仕様車 登場！


特別装備品内容

＜表示のポイント＞

- ・「車両本体価格」と「ディーラーオプション」の価格は区分して表示すること
- ・車両本体とオプションを合計した価格の名称は、販売会社が任意に付けることが可能
(例: 「合計価格」、「オプション付価格」等)

■社製〇〇
ドライブレコーダー

●●社製△△
ナビ



スカーレットM ●●販売特別仕様車
(ベース車両: スカーレットM2.0)

車両本体価格	2,284,000 円
オプション合計価格	184,000 円
合計	2,468,000 円

PHOTO: スカーレット M ●●販売特別仕様車

※価格には保険料、税金(消費税除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、10月の消費税率引き上げに伴う表示方法等に関する問合せが多く寄せられたため、『税金・諸費用』に関する相談が全体の約31%を占めており、『価格表示』に関する相談の約29%を合わせると、両項目で表示に関する相談の約60%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	51	77.3%	その他	8	12.1%
景品関係	7	10.6%	合計	66	100.0%

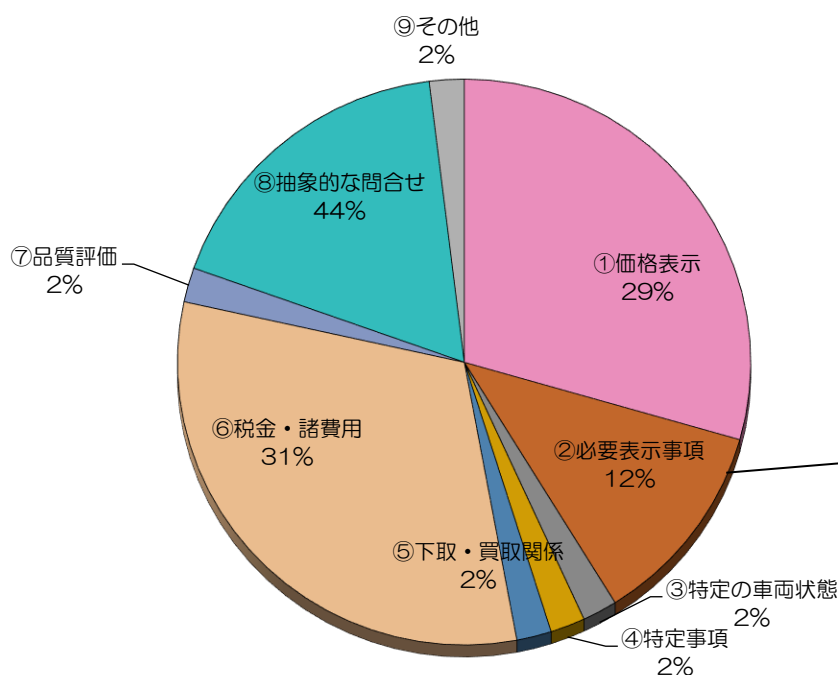
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	29.4%	④特定事項	1	2.0%
表示方法	6	11.8%	品質	1	2.0%
値引き表示	4	7.8%	⑤下取・買取関係	1	2.0%
支払い総額	4	7.8%	⑥税金・諸費用	16	31.4%
その他(価格)	1	2.0%	税金	12	23.5%
②必要表示事項	6	11.8%	諸費用	4	7.8%
車検証の有効期限	2	3.9%	⑦品質評価	1	2.0%
保証の有無	1	2.0%	⑧抽象的な問合せ	9	17.6%
修復歴の有無	1	2.0%	広告表現の可否	6	11.8%
必要表示事項全般	2	3.9%	抽象的な問合せ	3	5.9%
③特定の車両状態	1	2.0%	⑨その他	1	2.0%
			合計	51	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	42.9%	一般懸賞(抽選等)	4	57.1%
			合計	7	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

◆運転支援機能が搭載された中古車を販売する際の留意点

広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [中古車関係]

〔運転支援機能が搭載された中古車を販売する際の留意点〕

Q. 衝突被害軽減ブレーキを搭載している中古車を広告掲載する際、「自動ブレーキ付」と表示しようと考えていますが、問題ありますか？

A. 「自動ブレーキ」との用語は、いかなる状況においても自動で停止する機能であるかのように消費者に誤認（過信）されるおそれがあるため、使用することができません。あくまでも衝突被害を軽減するためのサポート機能であることが明確に分かるよう、以下の用語を使用して下さい。

- ⇒ 「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」、「自動（被害軽減）ブレーキ」、「自動（衝突被害軽減）ブレーキ」等

また、被害軽減ブレーキ等の運転支援機能について表示する際は、消費者に対して当該機能の理解促進を図るとともに、誤認（過信）を招くことのないよう、以下の注意喚起表示を、併せて付記して下さい。

《注意喚起表示》

以下の①～④の全ての要素を含む内容を表示

- ① 運転支援機能のため、機能には限界がある旨
- ② 路面や天候の状況によっては作動しない場合がある旨
- ③ 機能を過信せず安全運転を心掛けたい旨
- ④ 詳しい情報の入手先（詳しくは店頭または Web で確認されたい旨）

【正しい広告表示の例】

■詳細は「[中古車の店頭展示車や広告において、運転支援機能を搭載している旨を表示する際の留意点 \(AFTC INFOMATION\)](#)」をご確認下さい。